

## 4. 訪問リハビリテーションについて

### 改定事項と概要

#### (1) 基本報酬の見直し

- リハビリテーションマネジメント加算の再評価に伴い、基本報酬に包括評価されているリハビリテーションマネジメントに相当する部分の評価を見直す。

#### (2) リハビリテーションマネジメントの強化

- 適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書(様式)の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有のしくみを評価する。

#### (3) 短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

- 退院(所)後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした、短期集中リハビリテーション実施加算は、早期かつ集中的な介入を行う部分について平準化した評価として見直す。

#### (4) 社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価

- 訪問リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高い訪問リハビリテーションを提供する事業所を評価する。

#### (5) 訪問リハビリテーションの基本方針及び訪問リハビリテーション計画の作成の見直し

- 活動と参加に向けたリハビリテーションが提供できるよう基本方針を見直す。また、訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業所が提供する場合に運営の効率化を図る。

55

## 4. 訪問リハビリテーション (1) 基本報酬の見直し

### 概要

- ・リハビリテーションマネジメント加算の再評価に伴い、基本報酬に包括評価されているリハビリテーションマネジメントに相当する部分の評価を見直す。

### 点数の新旧

307単位/回



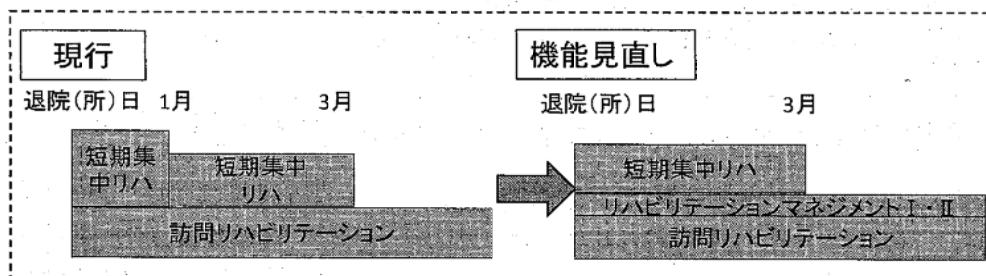
302単位/回

リハビリテーションマネジメントに  
相当する部分の評価を見直し

### 算定要件

- ・現行どおり

### 【イメージ】



56

## 4. 訪問リハビリテーション（2）リハビリテーションマネジメントの強化

### 概要

- 適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書（様式）の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有のしくみを評価する。

### 点数の新旧

基本報酬のリハビリテーション  
マネジメント相当分  
訪問介護との連携加算  
300単位／回（3月に1回を限度）

リハビリテーションマネジメント加算（I）（新設）  
60単位／月  
リハビリテーションマネジメント加算（II）（新設）  
150単位／月

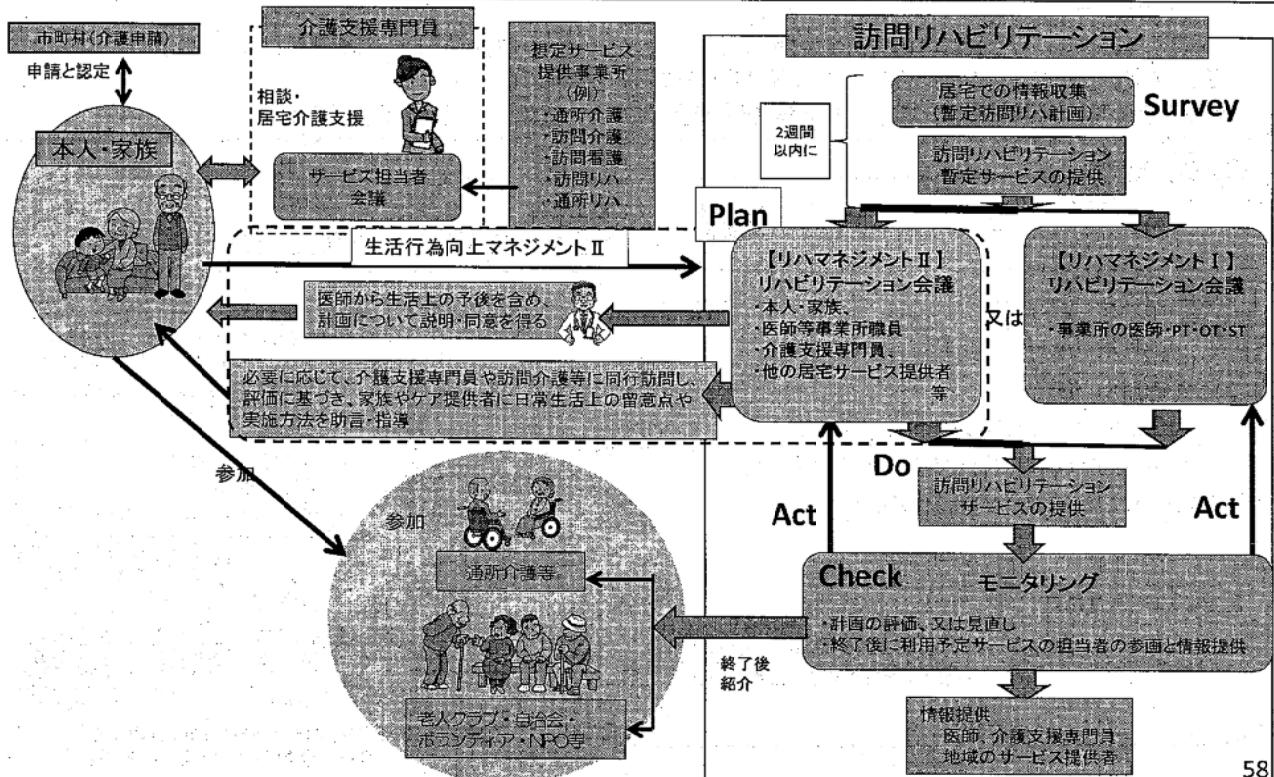
### 算定要件

- リハビリテーションマネジメント加算（I）の算定要件は平成21年度に包括化されたリハビリテーションマネジメント加算と同様。
- リハビリテーションマネジメント加算（II）の算定要件については、
  - リハビリテーション会議を開催し、目標やリハビリテーションの内容を、訪問リハビリテーション事業所の職員の他、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有すること。
  - 訪問リハビリテーション計画は、医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること。
  - 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、訪問リハビリテーション計画を見直すこと。
  - 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供をする。
  - 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、家族若しくは指定訪問介護等の指定居宅サービスの従業者に対し、利用者の居宅で、介護の工夫及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
  - ①から⑤のプロセスについて記録すること。

57

## 4. 訪問リハビリテーション（2）＜参考＞ リハビリテーションマネジメントの強化

- リハビリテーション計画の策定や活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有のしくみを評価する。



58

## 4. 訪問リハビリテーション（3） 短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

### 概要

- 退院（所）後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした短期集中リハビリテーション実施加算は、早期かつ集中的な介入を行う部分について平準化した評価として見直す。

### 点数の新旧

退院（所）日又は認定日から起算して  
1月以内 340単位/日

退院（所）日又は認定日から起算して  
1月超3月以内 200単位/日

退院（所）日又は認定日から起算して  
3月以内 200単位/日

### 算定要件

- 1週につきおおむね2回以上、1回あたり20分以上の個別にリハビリテーションを実施すること。

### 【イメージ】

#### 短期集中リハビリテーション加算

現行

退院（所）日 1月

3月

機能見直し

退院（所）日

3月

支援  
社会  
参加

#### 社会参加支援加算

- 社会参加
- ・通所系サービス
- ・保健福祉サービス
- など

短期集中リハビリテーション

短期集中リハビリテーションマネジメントⅠ・Ⅱ  
訪問リハビリテーション

59

## 4. 訪問リハビリテーション（4） 社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価

### 概要

- 訪問リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、社会参加に資する取組※に移行するなど、質の高い訪問リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。
- ※社会参加に資する取組とは、指定通所介護、指定通所リハビリテーションなどへ移行すること。

### 点数の新旧

(なし)

（新規）

社会参加支援加算 17単位/日

### 算定要件

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ① 社会参加への移行状況

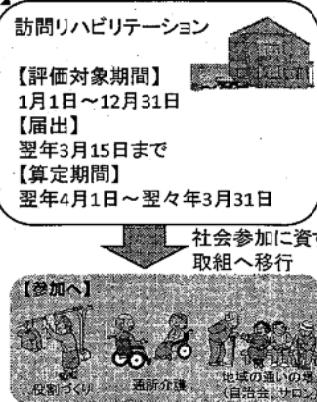
社会参加に資する取組等を実施した実人数<sup>注1</sup>  
評価対象期間中にサービスの提供を終了した実人数<sup>注2</sup> > 5% であること。

#### ② 訪問リハビリテーションの利用の回転

12月  
平均利用延月数  $\geq$  25% であること。

\*平均利用月数の考え方 =  $\frac{\text{評価対象期間の利用延月数}}{\text{評価対象期間の(新規開始者数+新規終了者数)} \div 2}$

### 【イメージ】



※終了後14日～44日以内に訪問にて  
3月以上参加が継続することを確認

60

## 4. 訪問リハビリテーション（5）訪問リハビリテーションの基本方針及び訪問リハビリテーション計画の作成の見直し

### 概要

- 活動と参加に向けたリハビリテーションが提供できるよう基本方針を見直す。また、訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業所が提供する場合に運営の効率化を図る。

### 基本方針

- ・ 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーションは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

（具体的な対応）

- ・ 指定訪問リハビリテーションは、居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関するリハビリテーションを提供するに当たっては、当該計画にその目的、頻度等を記録するものとする。

### 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション計画の作成

- ・ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合、共通のリハビリテーション計画、利用者及び家族の同意、サービス実施状況の診療記録への記載等を一体的に実施できるようにする。

（具体的な対応）

- ・ 指定訪問リハビリテーション事業者と指定通所リハビリテーション事業者が指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、共通の目標及びリハビリテーション提供内容について整合性のとれた計画を作成した場合については、二体的計画の作成ができることとした。
- ・ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従い、リハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。

61

## 4. 訪問リハビリテーション【報酬のイメージ（1回あたり）】

※加算・減算は主なものを記載

サービスの提供回数に応じた  
基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や  
事業所の体制に対する加算・減算

1回(20分以上) : 302単位

40分連続してサービスを提供した場合は、  
2回として算定可能、1週に6回を限度

短期集中リハビリテーション加算  
認定日又は退院(退所)日から  
・3月以内 200単位

リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ ( 60単位／月)  
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ (150単位／月)

社会参加支援加算 (17単位／日)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置  
(サービス提供体制強化加算)  
〔 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること : 6単位 〕

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物  
の利用者20人以上にサービスを行う場合 (-10%)

は今回の報酬改定で見直しのある項目

62

## 4. 訪問リハビリテーション【基準等】

### 基本方針

- ・ 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

### 必要となる人員・設備等

訪問リハビリテーションを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

#### ・人員基準

理学療法士  
作業療法士  
言語聴覚士

適当事数置かなければならない

#### ・設備基準

設備及び備品

病院、診療所又は介護老人保健施設であること

指定訪問リハビリテーションに必要な設備及び備品等を備えているもの

## 27. 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進（再掲）

### （1）通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの基本方針の見直し

- 活動と参加に向けたリハビリテーションが提供できるよう基本方針を見直す。

### （2）リハビリテーションマネジメントの強化

- 適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書（様式）の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有の仕組みの充実を評価する。

### （3）リハビリテーション機能の特性を活かしたプログラムの充実

- 退院（所）後間もない者に対する短期集中リハビリテーションに個別リハビリテーションの機能を統合し、評価を平準化する。また、認知症高齢者に対するリハビリテーションでは、認知症の特徴に合わせたリハビリテーションとして機能を追加する。さらに、ADLやIADL、社会参加などの生活行為の向上に対する新たなリハビリテーションの仕組みを導入する。

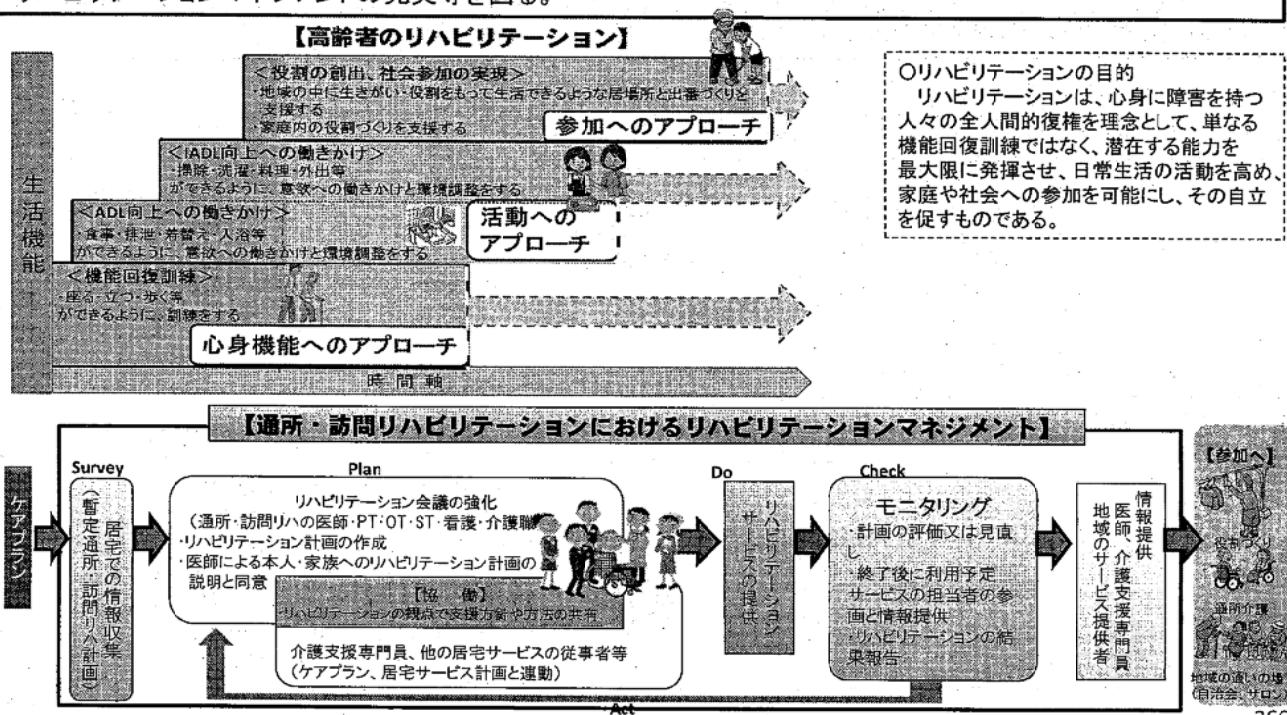
### （4）社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価

- 通所リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高い通所リハビリテーションを提供する事業所を評価する。

265

## 27. 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進（再掲）<参考>

- ・リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進するため、そのような理念を明確化するとともに、「活動」と「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入や、このような質の高いリハビリテーションの着実な提供を促すためのリハビリテーションマネジメントの充実等を図る。



266

## 27. 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進（再掲）（1） 基本方針の見直し

### 概要

- ・活動と参加に向けたリハビリテーションが提供できるよう基本方針を見直す。

### 基本方針

- ・指定居宅サービスに該当する通所・訪問リハビリテーションは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者的心身の機能の維持回復を図る。

#### （具体的な対応）

- ・指定訪問リハビリテーションは、居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関するリハビリテーションを提供するに当たっては、当該計画にその目的、頻度等を記録するものとする。
- ・指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。
  - ① あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。
  - ② 効果的なりハビリテーションのサービスが提供できること。

267

## 27. 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進（再掲）（2）-1 リハビリテーションマネジメントの強化

### 概要

- ・適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書（様式）の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有のしくみを評価する。

### 訪問リハビリテーション 点数の新旧

基本報酬のリハビリテーション  
マネジメント相当分

・リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）（新設）  
60単位／月

訪問介護との連携加算  
300単位／回（3月に1回を限度）

・リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）（新設）  
150単位／月

### 通所リハビリテーション 点数の新旧

・リハビリテーションマネジメント加算  
230単位／月

・リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）  
230単位／月（新設）

・訪問指導等加算  
550単位／回  
(1月1回を限度)

・リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）  
開始月から6月以内 1020単位／月  
開始月から6月超 700単位／月

・訪問指導等加算はリハビリテーション  
マネジメント加算（Ⅱ）へ統合する

268

## 27. 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進（再掲）（2）-2 リハビリテーションマネジメントの強化

### 基本取扱方針 ※

- 通所又は訪問リハビリテーション事業者は、通所又は訪問リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成されるリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を、構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（注）※ 訪問リハビリテーションの場合は「具体的な取扱方針」

（具体的な対応）

- リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画のに位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とする。
- リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではない。
- リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図る。

### 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーション計画の作成

- 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションを同一事業者が提供する場合、共通のリハビリテーション計画、利用者及び家族の同意、サービス実施状況の診療記録への記載等を一体的に実施できるようにする。

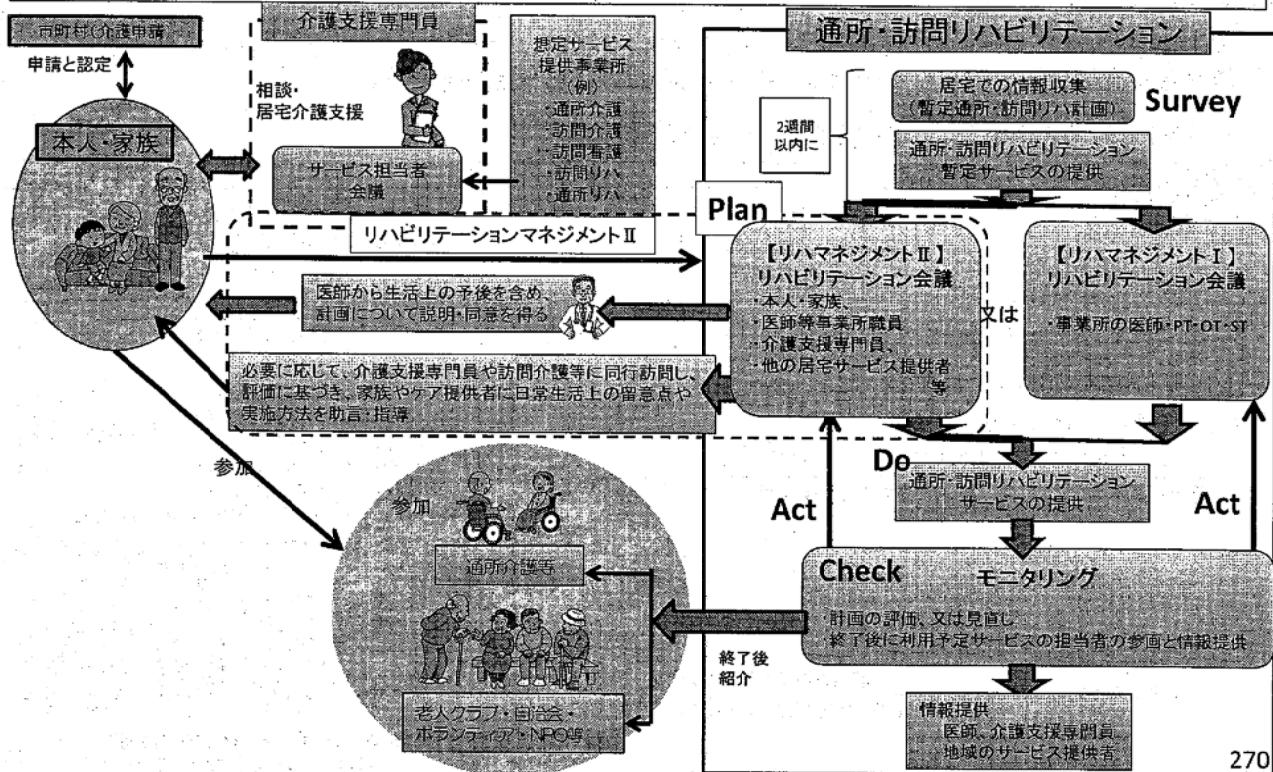
（具体的な対応）

- 指定訪問リハビリテーション事業者と指定通所リハビリテーション事業者が指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、共通の目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた計画を作成した場合については、一体的計画の作成ができることとした。
- 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従い、リハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。

269

## 27. 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進（再掲）（2）<参考> リハビリテーションマネジメントの強化

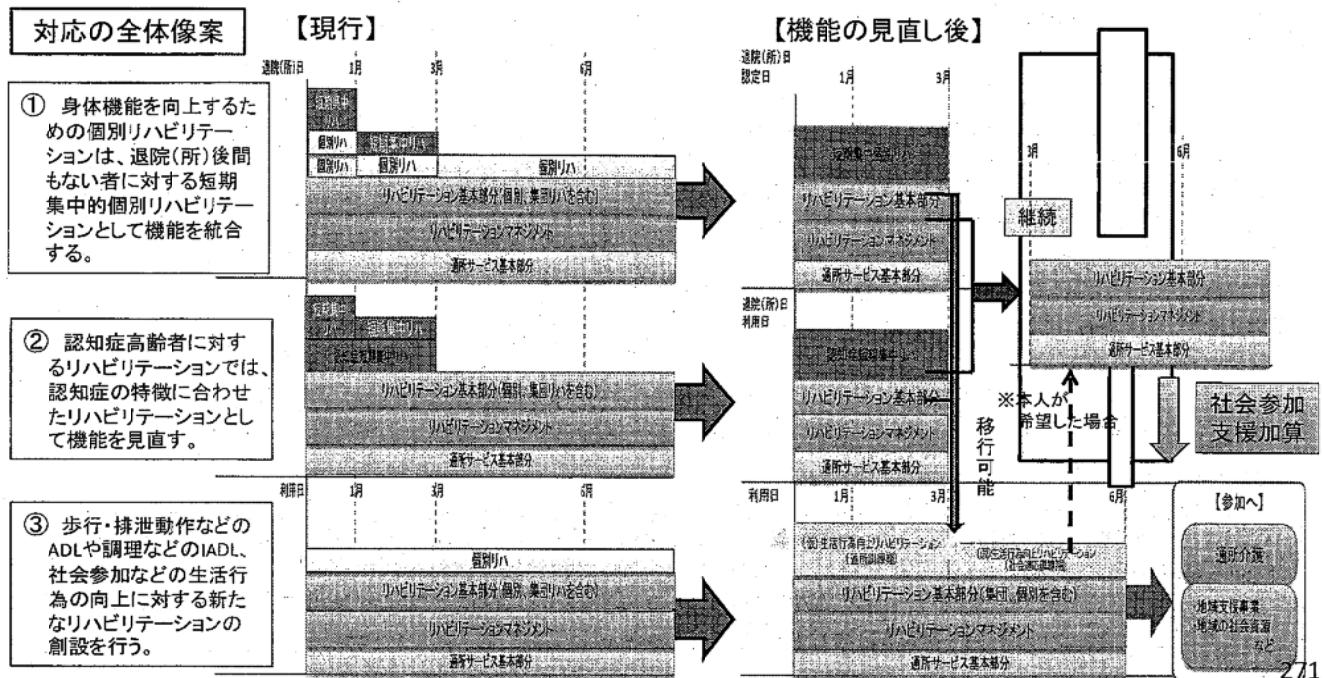
- リハビリテーション計画の策定や活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有の仕組みの充実を評価する。



270

## 2.7. 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進（再掲）（3） リハビリテーション機能の特性を活かしたプログラムの充実

- ・退院（所）後間もない者に対する短期集中リハビリテーションに個別リハビリテーションの機能を統合し、評価を平準化。
- ・認知症高齢者に対するリハビリテーションでは、認知症の特徴に合わせたリハビリテーションとして機能を追加。
- ・ADLやIADL、社会参加などの生活行為の向上に対する新たなリハビリテーションの仕組みを導入。



271

## 2.7. 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進（再掲）（4） 社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価

### 概要

- ・通所・訪問リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、社会参加に資する取組※に移行するなど、質の高い通所・訪問リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。

※社会参加に資する取組とは、指定通所介護などへ移行すること。

### 点数の新旧

通所リハビリテーション  
社会参加支援加算(新設)  
12単位／日

訪問リハビリテーション  
社会参加支援加算(新設)  
17単位／日

### 算定要件

- ・次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ① 社会参加への移行状況

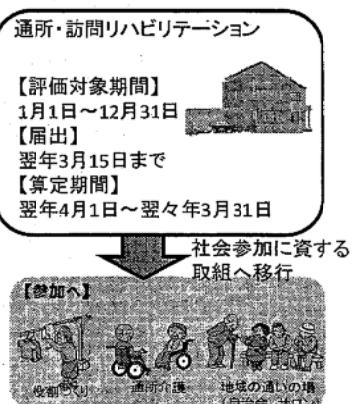
社会参加に資する取組等を実施した実人数<sup>注1</sup>  
評価対象期間中にサービスの提供を終了した実人数<sup>注2</sup> > 5% であること。

#### ② 通所・訪問リハビリテーションの利用の回転

12月  
平均利用延月数  
≥ 25% であること。

※平均利用月数の考え方 = 評価対象期間の利用延月数  
評価対象期間の(新規開始者数 + 新規終了者数) ÷ 2

### 【イメージ】



※終了後14日～44日以内に訪問にて  
3月以上参加が継続することを確認

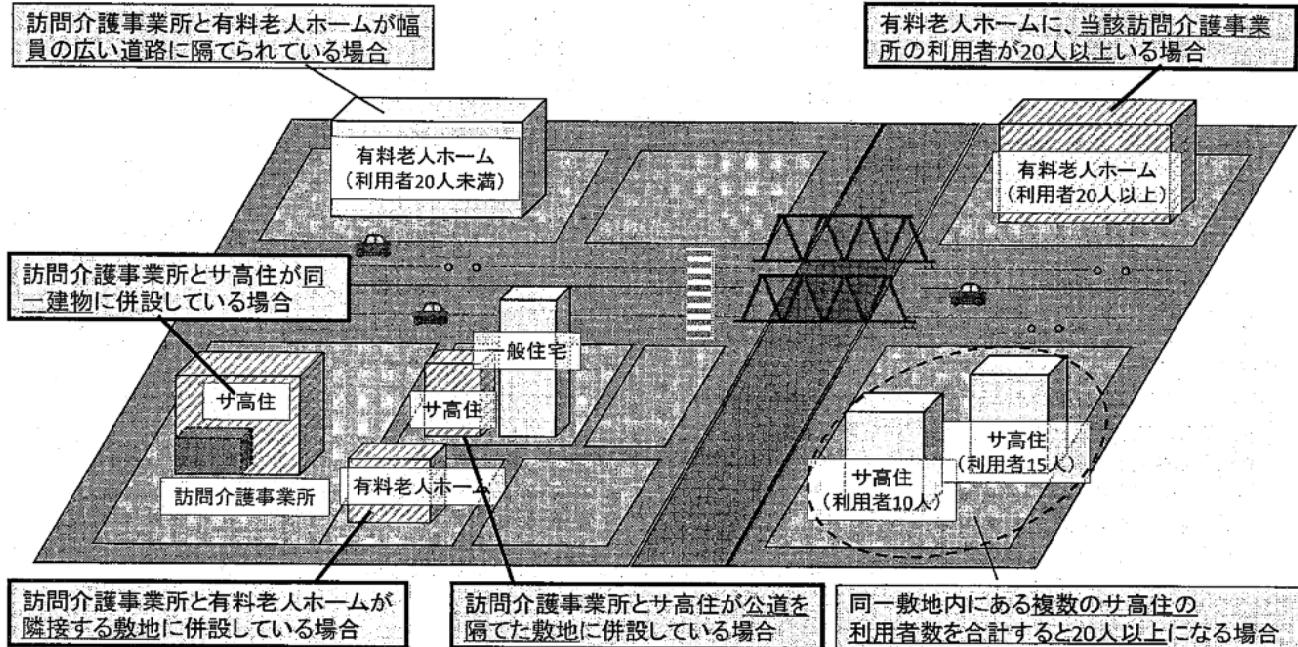
272





## 25. 集合住宅におけるサービス提供<参考> 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直しイメージ図（訪問介護の場合）

脚注：  減算となるもの  減算とならないもの



261

## 26. 地域区分の見直し－1

### 改定事項と概要

#### (基本的な考え方)

- 民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点から、公務員(国家公務員又は地方公務員(以下同じ。))の地域手当の設定に準拠する見直しを行う。
- また、公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他(0%)」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他(0%)」までの範囲内の区分を選択できるようにする。
- また、広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議により、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定する。
- これらの見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成29年度末まで必要な経過措置を講じる。  
具体的には、今回の見直しによる最終的な地域区分及び上乗せ割合の範囲内の区分で設定する。(別紙)
- また、各サービスの人員費割合については、介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、各サービスの人員配置基準に基づき、実態を精査の上、見直しを行う。

改定の内容	所管庁	人事院	総務省	
	地域手当の設定	国家公務員の地域手当(通勤者率の設定値)	地方公務員の地域手当(人口5万人以上の市・町村・通勤者率の設定値)	(人口5万人未満の市・町村・通勤者率の設定なし)
対応内容	地域区分及び上乗せ割合について準拠		地域区分及び上乗せ割合について準拠	国家公務員又は地方公務員の地域区分に基づく複数隣接ルールによる地域区分からその他(0%)までの範囲内の区分を選択

262

